

# 一般財団法人大阪府老人クラブ連合会

## 女性代表者会議設置要綱

### (目的)

第 1 条 市町村老連における女性代表者が集い、「男女共同参画のクラブづくり」の推進を目指して、それぞれの女性組織の取り組みを持ち寄り、女性の立場から高齢者の生活と福祉の向上並びに老人クラブ活動の発展につながることを目的に、「大阪府老人クラブ連合会女性代表者会議」（以下「会議」という。）を設置する。

### (業務)

第 2 条 会議は、前条の目的を達成するため、次の各号について検討を行う。

- (1) 女性リーダーの育成に関すること。
- (2) 女性リーダー相互の連絡。
- (3) 女性会員が活躍できる組織づくりに関すること。

### (組織)

第 3 条 会議は、各市町村老連女性代表者（女性部会長又は女性委員長）で構成する。  
2. 8ブロックの市町村老連女性代表者間で推薦する、各ブロックの女性代表者は、SC大阪女性部会委員に委嘱する。

### (運営)

第 4 条 会議は、SC大阪女性部会長が招集し、これを主宰する。  
2. 会議は、必要の都度、開催する。

### (庶務)

第 5 条 会議の庶務は、SC大阪事務局において処理する。

附則 この要綱は、平成30年2月1日から施行する。